

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和 7 年 5 月 7 日

粕屋町長 箱田 彰 様

住所 粕屋町駕与丁一丁目 6 番 1 号

電話番号 092-938-00□□

FAX 番号 092-938-00□□

氏名又は名称 株式会社〇〇タクシー

法人の場合は

代表者の氏名 〇〇 〇〇

粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 275,000 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 令和 7 年 4 月 13 日執行 粕屋町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 粕 屋 太 郎
- 5 振込先

〇〇〇〇	銀行・農協 組合・金庫	粕屋	本店 支店
(フリガナ) 口 座 名 義	預金 種別	普通	当座
カ)〇〇タクシー ダイヒョウトリシマシヤク 〇〇〇〇	口座 番号	〇〇〇〇〇〇〇	
株式会社〇〇タクシー 代表取締役〇〇 〇〇			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、粕屋町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等(法人はその代表者)本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人はその代表者)本人の署名その他措置がある場合は、この限りではありません。

(別紙)

運送金額(ア)と基準限度額(イ)の
低い額を記載してください。

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和7年4月8日	円 台 円 55.000 × 1 = 55.000	円 台 円 64,500 × 1 = 64,500	55.000 円	
令和7年4月9日	円 台 円 55.000 × 1 = 55.000	円 台 円 64,500 × 1 = 64,500	55.000 円	
令和7年4月10日	円 台 円 55.000 × 1 = 55.000	円 台 円 64,500 × 1 = 64,500	55.000 円	
令和7年4月11日	円 台 円 55.000 × 1 = 55.000	円 台 円 64,500 × 1 = 64,500	55.000 円	
令和7年4月12日	円 台 円 55.000 × 1 = 55.000	円 台 円 64,500 × 1 = 64,500	55.000 円	
計			275.000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。